

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規則第8号

佐用町消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月 31日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規則第8号

佐用町消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年佐用町規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条の表常時介護を要する状態の項介護を受けた日の区分の欄及び同項金額の欄中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項介護を受けた日の区分の欄及び同項金額の欄中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお、従前の例による。